

令和6年度（2024年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

民 法

B日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（12点）

民法94条2項の類推適用について、簡潔に説明しなさい。民法94条2項が類推適用される具体的事例も挙げること。

問題2（13点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

A社の被用者Bは、A社における取引関係・金融関係の事務を担当し、A社が取得した担保物件の売却処分にかかわることもあったが、売却処分をする決定権限は有していなかった。

某日、A社が有する甲不動産を買い受けたというCが、A社をたずねた。Cと面会したBは、甲不動産をCに売却して、その代金を自ら利得しようと考えた。Bが、Cに対し、「営業部長兼経理部長B」と記載された名刺を渡して、自身が不動産の売却担当だと説明すると、Cは、Bの発言を信じ、その後、Bの権限について何ら調査をすることはなかった。

Cは、Bとの間で、A社から甲不動産を買い受ける旨の契約を締結し、Bに代金3000万円を支払った。しかし、甲不動産がCに引き渡されることはなく、Bとは全く連絡がつかなくなった。

[問い]

Cは、A社に対し、Bにだまし取られた金額について、損害賠償を求めることができるか。

以上